

## コメント

### 生産森林組合の展開可能性について

岡田久仁子（一般財団法人東北開発研究所 専門研究員）

#### はじめに

事務局から筆者に与えられた課題は、宮城県南三陸町の入谷生産森林組合についての山内日出夫氏報告と、それを補完する岡田秀二氏の論稿についてコメントをすることである。山内氏報告は、当初の予定とは異なり、コロナ禍の影響から対面での報告が叶わず、発表予定内容の要約をメール添付により事務局に提出されたものである。岡田氏論稿も、その山内報告原稿を補完するものとして各種資料から間接的になされたものであり、対面での議論があつて行われたものではない。したがってこのコメントについても事実認識については様々な制約・制限があることを承知の上であるが、何点か筆者の関心に沿つて記し、また、筆者の問題意識を他地域の独自調査で若干補い、課題への対応とさせていただきたい。

#### 1. 入谷生産森林組合の展開から見えてくること

当「東日本入会・山村研究会」が、研究大会の討論素材とすべく入谷生産森林組合に報告を依頼したのは、「入谷生森」が、他の生産森林組合には見られない様々な活動を行い、それゆえに経営的にも展望が出てきている旨を当該地域内外の関係者から聞き及び、事務局としてもその点を確認することが出来たからである。

その内容は、上記両氏の論稿が記す通りであり、改めて繰り返すことはしないが、筆者の関心から「入谷生森」の展開と活動において重要な事と思われる点を挙げてみる。

ひとつは、「入谷生森」設立の背景と理由に関係することである。すでに明らかのように「入谷生森」は、他の多くの「生森」とは異なり、すなわち林野入会権の解消と当該林野の生産力化すなわち木材生産を目的とした利用への強い誘導・転換を目的としたものというよりは、旧入谷村有林を、旧村民全員を組合員とする農協組織に無償譲渡したものであり、そこには、「住民の福祉と経済的向上を図る事」が条件とされていることである。「入谷生森」の山は、「村有」という公的性格を持つ山であり、関係者間においてその点の強い認識があることである。そこには木材生産にはこだわらない、旧村民が求める様々な利用の全体が公的性格を持つものとして位置づけられ、一方、住民の福祉に寄与することを目的とするための利用や、経済的向上を目的とする利用についても、林野の管理経営を任せられた組織の判断で主体的に行うことが当然のことと考えられているのである。「入谷生森」の根底には、この点が生産森林組合という組織の形態的特徴を上回るものとして存在しているといえよう。

「生森」の設立の理由が旧村有林の無償譲渡の受け皿であるというケースでは、ほぼ同様に、森林の公益的機能発揮の利用については柔軟に対応する一方で、収益がある場合につい

ては、その使途が制約の大きいものとなっているという共通する特徴がみられる。昨年筆者が報告した岩手県一戸町の「牧野組合」有の場合もそうであり、また、数年前に報告した岩手県奥州市前沢区の「生母生産森林組合」の場合も同様である。公益性、公共性のその内容に関しては、それぞれの「生森」の判断によるとしても、いずれにおいても、時代に合わせつつ主体的に、その限りで柔軟に対応しているという事が特徴である。この点が、多くの生産森林組合が苦境に立たされているといわれる中で、地域持続に貢献する生産森林組合として評価の高い「生森」に共通することである。

次に注目したいのは、東日本大震災という特別な経験が大きな契機となっているとはいえ、生産森林組合が、その組織目的である事業についてはさておき、震災を受けた地域の人々が必要とする生活丸ごとを対象に、組織を挙げて取り組んだという点についてである。その事実が、生産森林組合の評価を大きく変えていくこととなった。震災時に地域内で等しく体験したその状況下においては、組織論理を越えて、人間である限り個人であろうが

グループであろうが、その振る舞いは、当然の行動様式であるとの評価もあるであろう。しかし、地域外からみた「生森」の評価には確かにそれまでの評価とは異なる面が出たのである。「生森」という協同組合は、その存在地域の地域丸ごとの課題に対して、普段は潜在化しているが、必要に応じ社会的事業体、社会的企業と呼ぶにふさわしい組織であり、こうした性格を持つ組織として機能するのだという、これまであまり捉えることのなかった側面から光が当てられたのである。

日本を代表する巨大航空会社 ANA からの本業への支援プロポーザルは、この点が評価されてのことであり、その展開に、筆者は「生森」を見る時の新たな評価の事実的根拠を得た思いがしたのである。上述の第一の注目点においても触れているように、地域公共性、地域公益性の点から評価すべき「生森」があることについてはこれまで指摘してきたつもりである。しかし、入谷生産森林組合の展開報告は、この社会的事業、社会的企業的の視点からも「生森」を評価すべきであることを、改めて示すものと言えよう。

この段階で注釈的補足的理解についても記しておこう。ヨーロッパを中心に長い歴史を有する社会的企業論や社会的経済に関する事実においては、筆者が見ようとしているような災害時の生活再建への組織的活動を契機に社会的企業が生まれたり、既存組織が災害時的対応へと活動範囲を広げることで社会的企業化する、というような例を見ることはなかった。つまり、そのような視点で生産森林組合を見ようとするのはやや無理があるのでないかとの反論が出そうだという事に対するあらかじめの対応である。

確かにイギリスの例においても、フランスやイタリア、ドイツの例を見ても社会的企業の展開には、いわば経済社会的問題状況への主体的側面からの展開が特徴とされており、災害時のようなやむを得ざる対応としての行動様式から、すなわち主体性発現の背景において大きな隔たりがあり、その点に関しては、同質のものとは思えないところが確かにある。しかし、経済が崩壊し仕事を失ってしまうという点、またコミュニティが崩壊の危機にあるという点、あるいはより大きな視点から、時代が、自然災害だけでなく様々な社会的危機の只中

にあるという事を踏まえると、日本における社会的企業の形成ルートと位置づけ、この「生森」に社会的企業の性格を見ようすることに、大きな問題はなく、むしろこうした捉え方全体にある新しさをみているのである。

## 2. 消滅集落の森林の管理と経営

森林が健全に管理経営されている限り、森林は多くの公益的機能を発揮し、地域にとって重要な資源となり社会资本となることは今更言うまでもない。しかし、自然災害を受けたり、手入れを放棄したり生態系をかく乱するような取り扱いをすると、関連地域の生産や生活の様々な点にマイナスの影響を長い年月及ぼすこととなる。過疎化が極まり集落が消滅するような事態においても同様な事が起こる。実は日本にはこうした社会的自然的環境にある森林が少なくない。誰かの所有森林ではあるが、所有者責任を果たさず、果たせず、森林の質としては刻々と劣化しつつある森林である。

こうした条件にある森林を、NPO が管理し、さらには経営に乗り出したところがある。本稿においてそうした事例をあえて取り上げるのは、上で見た入谷生産森林組合のような活動をする組織を社会的企業のひとつのタイプとして位置づけることは非に係わってのことからである。

取り上げるのは、静岡県掛川市にある認定 NPO 法人「時ノ寿の森クラブ」についてである。この法人設立のきっかけは、市内の一つの集落から次々に農家林家が市内の中心地等に転居流出し、ついに集落が消滅するという事態となって、耕作地は森林に戻され、植林やその他利用等で管理してきた森林は手入れ放棄となり、集落の人がいなくなると見る見る荒廃状況を呈することになったことを受けてのことである。

かつてこの集落に住んでいた人が、集落森林の荒廃的状況と、一方では、記憶に留まっている本来の豊かな地域自然のギャップを埋めるべく、夫婦で森林整備と茶園づくりや野菜栽培を行うようになった。その考えに賛同する人の環が徐々に大きくなり、地域の森林が見違えるようになってきた。そこで自主的団体として NPO 「時ノ寿の森」を立ち上げ、子供たちに豊かな森林を残すこと目的として、①森で汗を流す、②森づくりを支援する、③森の恵みを利用する、3つの活動を行うこととした。2021 年には認定法人の NPO となり、会員は個人が 154 人、法人が 11 法人とその輪は大きく広がっている。

またその活動は、間伐遅れの森林の間伐、多くの会社や団体と一緒に使う植林、人と森林を結ぶプラットホームの場としてのクラブハウス、ビジターセンター、ゲストハウスづくりへと発展し、多くの人が森を楽しむプログラムも用意されている。子育て支援や森の幼稚園としても利用してもらい、大学生には実習・演習施設としても開かれている。最近は古民家を改修して賃貸することや農家民宿的宿泊も可能な体制も整えている。

利用実態が多様化すると共に、森林整備に焦点化していた組織目的の具体化も、今やより広範なものになっている。大きな整理としては、森林（所有者）と、国民が森林に求める多様な機能の間に入って、森林の多様な機能発揮と国民的要求を共に実現する社会的事業の実

践主体、社会的企業といえる組織になっているのである。掛川市は、こうした現実にある認定NPO法人「時ノ寿の森クラブ」に森林経営管理法に基づく経営管理集積計画（経営管理権）に基づく管理の委託を考えている。

入谷生産森林組合のこれまでにない取り組みや活動については新たな評価や位置づけが可能なのではないかとの見方から、我が国の森林の実情を踏まえ、協同組合セクターだけでなく森林整備を掲げるNPOについても、いわば社会的企業としての事業展開が進みつつある点を取り上げ、生産森林組合の新たな展開の検討材料に資するべく記してみた。必ずしも事務局が求めていたコメントになっていないかもしれないが、ご容赦願いたい。